

答申第 579 号

平成 25 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 9 月 5 日付けで諮問された特定学校法人の議事録一部非公開の件（諮問第 631 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

理事会議事録のうち、不服申立ての対象となった氏名及び住所を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定学校法人（以下「本件学校法人」という。）の特定期間の理事監事変更の際の理事会議事録（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成24年7月4日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、全議事録共通の「退任理事・就任理事氏名及び就任理事住所」及び「平成17年4月1日（私立学校法改正施行日）以降に開催された理事会における理事長以外の理事の氏名」（以下「本件情報」と総称する。）を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号ただし書イ該当の点について

(ア) 私学助成金の原資は税金であり、かつ、その運用に当たっては私立学校法（以下「法」という。）第36条において、理事会及び理事の職責を「学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とし、さらに、法第37条第2項において、「理事（理事長を除く。）は、寄付行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する」と明記している。

このように、私立学校においては、私立学校の理事に対し、財政等の運用責任を明確に義務付けている。

よって、数億円に及ぶ多額の助成金運用を預かる私立学校の理事は、一市井人、すなわち「私人」ではあり得ない。「公人」である。

(イ) 平成17年の法改正で、理事長1名が代表理事である旨規定されたが、

その趣旨は他の理事に対する個人情報等を保護する目的でなく、理事責務等を法的により明確にするための改定である。

(ウ) したがって、私立学校の理事は平成17年の法改正後においても、「公人」であることに何ら変わらない。よって、個人情報保護の適用を理由に理事氏名を非公開とするのは、情報公開の趣旨に反するものである。

(エ) また、これまで、法において、私立学校の理事の住所氏名の公開を義務付けてきた、半世紀にわたる長年の歴史に鑑みれば、事実上本件情報の開示は慣例化していた実態がある。

(オ) しかしながら、「公人」たる理事の氏名を積極的に公開する学校を除外し、公開に後ろ向きで、消極的な学校の例を持ち出し、文部科学省が「公教育の担い手」として位置付けている私立学校の理事に対し、氏名非公開の根拠としている。これは条例の趣旨に抵触する疑いがある。

イ 条例第5条第1号ただし書エ該当の点について

経常費の3割前後を占める助成金は、「県民の父母の税金」であり、いわば公的な「財産」といえる。したがって、これに対する運用責任を負う理事の氏名の公開は条例第5条第1号ただし書エに相当するとの考えを否定できない。

3 実施機関（県民局くらし文化部学事振興課（平成25年度より県民局次世代育成部私学振興課））の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定学校法人が特定期間に私立学校法施行令（以下「施行令」という。）第1条第2項、私立学校法施行規則（以下「施行規則」という。）第13条第1項、同条第4項に基づき知事に届け出た理事・監事変更届の添付書類中の理事会議事録である。

(2) 条例第5条第1号本文該当性について

特定の個人が識別される情報であるから、条例第5条第1号本文に該当し、非公開とした。

(3) 条例第5条第1号ただし書ア又はイ該当性について

ア 組合等登記令（以下「登記令」という。）第2条において、登記が必要なのは代表権を有する者の氏名、住所及び資格となっている。平成17年の法改正前においては法第37条において、「理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する」と定められていたため、全ての理事氏名等が登記されていた。しかし、法改正により、代表権を有する者が原則理事長と整理されて以降、代表権を有しない理事は登記が必要でなくなり、本件学校法人については、理事長以外の理事は、氏名、住所、退任の時期を含め閲覧等ができる状態ではなくなっているという現状がある。条例第5条第1号ただし書アに該当する情報ではない以上、私学の自主性、独立性に鑑みれば、学校法人自らが公表している場合を除き、県が個人情報である理事の氏名や住所を公開することは個人の権利利益を侵すものと考えられる。

イ なお、神奈川県内に高校を設置する71の学校法人のうち、自らの判断により、ホームページにて理事名を公表している学校法人は12法人であり、割合としては約17%にとどまっている。また、大学、短大を併せて設置している21法人を除外した50法人（本件学校法人を含む。）で見ると、公表しているのは50法人中1法人となり、割合としては更に低下し、条例第5条第1号ただし書イに該当するとはいえない。

ウ 本県では、平成17年の法改正前においては、条例第5条第1号ただし書アの規定により学校法人の理事の氏名等を公開していたが、このような現状を踏まえ、現在では個人情報非公開の原則に従い、理事の氏名等を非公開として取り扱ってきている。

法改正以前は法令に基づき登記簿に記載が義務付けられていたものであり、慣例として公にされていたという性質のものではない。

（4）条例第5条第1号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書エの規定は、人の生命、身体等へ危害が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報について公開することを定めたものである。本件の場合、

個別具体的な危害が生じている又は予測されるとはいえず、同号ただし書エは適用されないと考える。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それら聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件学校法人が特定期間に施行令第1条第2項、施行規則第13条第1項、同条第4項に基づき知事に届け出た理事・監事変更届の添付書類中の理事会議事録である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報と認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、特定の個人が識別できる情報であるため、条例第5条第

1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 登記令第2条第2項において、登記が必要な事項は「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」と定められている。

b 平成17年の法改正前においては、法第37条に「理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する」と定められており、全ての理事が代表権を有していたことから、本件情報は登記令第2条第2項に基づき登記され、何人にも閲覧等又は謄本、抄本等の交付が認められていた。

したがって、本件情報は「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とであると認められることから、条例第5条第1号ただし書アに該当し、公開されていた。

c しかし、平成17年の法改正により、法第37条において「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」、「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」することと定められた。このことにより、原則として理事長のみが代表権を有することになり、理事長以外の理事については寄附行為の定めにより代表権を付与された理事を除き、代表権を有しないことから、登記令第2条第2項に基づく登記はされないことになった。

本件学校法人は理事長のみが代表権を有し、理事長以外の理事は代表権を有していないことから、本件情報は登記令第2条第2項に基づく登記はされておらず、「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件情報は、上記（イ）のとおり、条例第5条第1号ただし書アに該

当し公開されていたもので、従来から慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 不服申立人は、経常費の3割前後を占める助成金は、「県民父母の税金」であり、いわば公的な「財産」といえるので、これに対する運用責任を負う理事の氏名の公開は条例第5条第1号ただし書エに相当するとの考えを否定できない旨主張している。
- b 第5条第1号ただし書エの規定は、人の財産への侵害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような侵害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような侵害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。
- c 本件の場合、個別具体的な侵害が現に生じているとはいえず、又は、将来そのような侵害が発生することが予測される状態が存在しているとはいえない。

したがって、本件情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

- (オ) 本件情報は、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」と認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(5) その他

不服申立人は、学校法人の理事は「公人」であるから理事の氏名は公開すべきであると主張しているが、「公人」の定義は確立しているとはいえず、当審査会は学校法人の理事が「公人」であるか否かを判断する立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年9月5日	○ 諮問
9月10日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10月1日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10月5日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10月19日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成25年2月4日 (第125回部会)	○ 審議
3月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月25日 (第126回部会)	○ 審議
4月23日 (第127回部会)	○ 審議
5月31日 (第128回部会)	○ 審議
6月24日 (第129回部会)	○ 審議
7月19日 (第130回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 25 年 8 月 19 日現在) (五十音順)